

令和元年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、2時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1頁から23頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は、問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の右上の所定欄に貼付してください。1枚目だけでなく、2枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙の散逸や紛失等を防ぐため、答案用紙の左上をホッチキスで留めてありますので、外さずそのままの状態で作成してください。答案作成に当たっては、答案用紙のホッチキス留め部分を折り曲げても差し支えありませんが、ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。
- 14 問題に関する質問には、一切応じません。
- 15 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- 18 試験終了後、答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていたり、機の通路側に回収されずに置いてある場合は、直ちに挙手等の上、試験官に申し出てください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- 19 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和元年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ
時 間 2時間}

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の **問 1** ~ **問 4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社及びB社はいずれも、サービス業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社は、B社の発行済み株式の51%を保有している。また、A社及びB社はいずれも、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成30年4月1日に開始するものを、平成30事業年度というように表記する。なお、Pは、日本に住所を有する個人である。

平成29年5月10日、A社は、成長戦略の一環として行っていたその新規事業の主な資産と負債について、B社に現物出資を行い、B社株式を取得した。このとき、B社が同事業を継続するために、A社の下で同事業に従事していた従業員総数100名のうち90名程度について、引き続き従事することが見込まれていた。実際には、83名を引き継いで、B社が同事業を継続することになった(事実①)。

平成29年5月30日、A社は、定時株主総会を開催し、従業員に対して、精勤を動機づける目的から、譲渡制限付株式の交付を決定し、同年6月1日に交付した。当該譲渡制限付株式は、交付時から1年間譲渡が制限されていた。その交付を受けた従業員は、当該譲渡制限付株式について、譲渡制限が解除された平成30年分の給与所得として課税された(事実②)。

平成29年8月1日、B社は、固定資産の取得のために国庫補助金制度を利用して、返還不要の補助金2,000万円を得た。これにより、B社は、同月10日、その交付の目的に適合した3,000万円の固定資産を取得し、その帳簿価額について、交付を受けた国庫補助金相当額を損金経理により減額した(事実③)。

Pは、平成28年4月1日、A社の新規事業を担当するため、Y国から日本に移住し、A社の取締役役に就任した。平成30年12月20日、Pは、Y国居住中に取得した上場株式(日本円にして取得価額3,000万円相当、Y国転出時の時価2億円相当)を日本国内において3億円で譲渡した。Y国には、日本の国外転出時課税制度に相当する制度があり、同制度の下で、Y国転出時に、当該上場株式は、その転出時の価額に相当する金額で譲渡したのものとして、その金額は収入金額に算入されている(事実④)。

問 1 事実①について、A社が行った現物出資は、A社において法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実②について、A社が従業員に対して交付した譲渡制限付株式は、法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 3 事実③について、B社が交付を受けた国庫補助金及びそれによって取得した固定資産は、法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実④について、Pが譲渡した上場株式の取得費の金額はいくらか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

A社及びB社はいずれも、主として製造業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社とB社の間に支配関係はない。A社及びB社はいずれも、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成30年4月1日に開始するものを、平成30事業年度というように表記する。また、これらの法人の消費税の課税期間については、事業年度と同じものとする。

A社は、長年の取引先であるB社から資金援助を頼まれ、これまでに合計1,000万円を融資していた。B社の事業は、経営が不振で、最近ではA社に対する利息の支払いが滞っていた。

平成29年8月20日、豪雨による河川の氾濫があり、B社の工場及び倉庫が倒壊した。

平成29年10月31日、A社は、B社の資産状況等にかんがみ、B社に対する貸付金債権の全額について、回収不能であることが客観的に明らかであると判断し、当該貸付金債権全額を放棄することにした。

B社の従業員Qも、この豪雨による河川の氾濫で、その自宅が倒壊するなどの被害にあった。その被害に対して、Qは、損害保険会社より保険契約に基づき保険金の支払いを受けた。

平成30年1月5日、A社は、B社の経営立て直しのために、その役員を通じて、通常、対価として100万円を支払われるべきコンサルティング・サービスが無償で提供した。

平成30年4月10日、A社は、平成29事業年度に販売した商品(売上総額税込324万円)について、欠陥が見つかったことから、その回収を行い、対価を全額返還した。

平成30年5月21日、B社は、経営悪化のため財務状況が改善しなかったことから、清算を開始し、同年9月25日に残余財産が確定した。同年12月28日、その株主に対して、すべての残余財産を分配し、清算を終了した。

問い 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

- ① A社がB社に対して放棄した貸付金債権の額は、A社において損金の額に算入する。
- ② Qが支払いを受けた保険金は、一時所得の総収入金額に算入される。
- ③ A社は、コンサルティング・サービスについて通常支払われるべき対価を、益金の額に算入しない。
- ④ A社は、返還した対価に係る消費税額を、平成30事業年度において消費税の計算上控除する。
- ⑤ B社は、残余財産の分配に際して引き渡した資産については、残余財産の確定時点の価額をもって所得の金額の計算を行う。

令和元年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第1問とあわせ
時 間 2時間}

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的注意事項

1. **問題 1** の **問 1** , **問 2** [問] 1. 及び **問 3** について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。
2. 端数処理は、答案用紙に指示があるものを除き、1円未満の端数を切り捨てなさい。
3. 答案用紙のXXX,XXX,XXXの金額は各自で求めなさい。
4. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

問 1 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という。)の当期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)における納付すべき法人税額の計算に関して、次の[資料] 1.~9.に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械器具卸売業を営む非上場会社である。
- (2) 当社は、設立以来、同族会社に該当しない。
- (3) 当社の当期末における資本金の額は、500,000,000円である。
- (4) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、全て税抜きの金額である。
- (5) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。
- (6) 問題文中の源泉所得税等は、所得税及び復興特別所得税であり、外国において課された源泉徴収税は含まれていない。
- (7) 当社は、法人税及び事業税等について、1か月の申告期限の延長の申請を行い、承認を受けている。

令和元年論文式租税法

2. 受取利息及び受取配当金等に関する資料

当期の受取利息及び受取配当金等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉所得税額等及び外国税額」を法人税等に、それぞれ計上している。

銘柄等	区分	計算期間 (注7)	収入金額	源泉所得 税額等及 び外国税額	摘要
A社株式	剰余金の 配当	平成30年1月1日 ～平成30年12月31日	6,250,000円	1,276,250円	(注1)
B社株式	剰余金の 配当	平成29年10月1日 ～平成30年9月30日	15,000,000円	2,297,250円	(注2)
C社株式	優先株式に 係る配当	平成30年1月1日 ～平成30年12月31日	1,500,000円	150,000円	(注3) (注4)
D証券 投資信託	収益分配金	平成29年10月1日 ～平成30年9月30日	3,000,000円	459,450円	(注5)
E公社債 投資信託	収益分配金	平成29年10月1日 ～平成30年9月30日	2,000,000円	306,300円	(注6)
銀行預金	利子		100,000円	15,315円	
合計			27,850,000円	4,504,565円	

(注1) A社株式は、非上場の内国法人A社が発行する普通株式である。当社は、平成25年10月1日にA社の発行済株式総数の60%を取得し、その後継続して所有していたが、平成30年2月15日に発行済株式総数の40%を追加で取得し、A社は当社の100%子会社となった。A社は、平成30年12月31日を基準日、平成31年2月22日を効力発生日として剰余金の配当を行った。

(注2) B社株式は、証券取引所に上場している内国法人B社が発行する普通株式である。当社は、平成27年4月1日にB社の発行済株式総数の2%を取得し、さらに、平成30年9月13日にB社の発行済株式総数の4%を取得している。その後、平成30年11月9日にB社の発行済株式総数の3%を譲渡し、残りの発行済株式総数の3%は当期末まで継続して所有している。B社は、平成30年9月30日を基準日、平成30年12月26日を効力発生日として剰余金の配当を行った。

(注3) C社は、X国に本店を置く非上場の外国法人である。当社は、平成28年10月20日にC社が発行した優先株式を取得し、当期末まで継続して所有している。当社は、C社の発行済株式総数の60%を所有している。C社は、平成30年12月31日を基準日、平成31年3月25日を効力発生日として優先株式に係る剰余金の配当を行い、X国における外国税150,000円を源泉徴収した残額である1,350,000円を当社に直接支払った。また、この剰余金の配当の額は、X国の法律に基づき、C社の所得の金額の計算上、損金の額に算入されている。なお、日本とX国とは租税条約等を締結しておらず、C社の所得に対しては外国子会社合算税制の適用はない。

- (注4) X国において源泉徴収された外国税について外国税額控除を適用する場合、この外国税の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額に該当し、同項に規定する控除限度額は500,000円である。
- (注5) D証券投資信託は、信託財産を国内の上場株式に対する投資として運用する証券投資信託である。当社は、D証券投資信託を平成29年12月1日に取得し、当期末まで継続して保有している。
- (注6) E公社債投資信託は、信託財産を国内の公社債に対する投資として運用する証券投資信託である。当社は、E公社債投資信託を平成30年8月1日に取得し、当期末まで継続して保有している。
- (注7) 「計算期間」は、前回の配当等に係る基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日までの期間である。
- (注8) 受取配当等の益金不算入額の計算において、関連法人株式等に係る配当等に該当するものがある場合には、その配当等から控除する負債利子の額は180,000円とする。
- (注9) 法人税額より控除をする所得税額の計算は、原則法(個別法)によるものとする。なお、元本所有期間割合は、小数点以下3位未満の端数を切り上げる。

3. 役員給与に関する資料

当社は、毎年6月に株主総会を開催し、役員給与の年間支給総額の上限を定めるとともに、その後の取締役会において、各取締役の7月からの役員給与を決定している。株主総会及び取締役会の決定に基づき、取締役副社長Fに対して、平成30年4月から同年6月まで月額1,300,000円、同年7月から9月まで月額1,500,000円を支給した。同年9月25日に開催された取締役会において、Fは代表取締役社長に選定され就任することとなった。平成30年10月から平成31年3月までの役員給与は月額1,500,000円のままに据え置かれたが、平成31年3月25日に開催された取締役会において、平成30年10月以後の増額分として月額300,000円の6か月分相当額である1,800,000円の支給を決定し、平成31年3月29日に支給している。これらの役員給与は当期の費用として計上している。なお、事前確定届出給与の届出は行っていない。

4. 従業員賞与に関する資料

当社は、従業員に対して、毎年6月及び12月に夏季賞与及び冬季賞与を支給しているほか、年間予算の達成が見込まれる場合には、取締役会の決定を経て、決算賞与を支給することとしている。

平成31年3月初旬に、年間予算の達成が見込まれたことから、平成31年3月25日に開催した取締役会において、期末現在に在籍する正社員及びパート社員全員に対して決算賞与を支給すること、その支給総額を45,000,000円とすることを決定し、その旨を従業員全員に告知した。当社は、当期末にその従業員賞与の支給総額45,000,000円を未払費用として計上した。

令和元年論文式租税法

なお、従業員別の支給額を決定した後、平成31年4月22日に各従業員に対してその支給額を通知し、同年4月26日に正社員に対して総額16,500,000円を支給し、令和元年5月10日にパート社員に対して総額28,500,000円を支給した。

5. 減価償却に関する資料

(1) 当社の減価償却資産のうち、「6. 建物の火災に関する資料」に記載の建物を除き、申告調整の検討を要するものは、下表のとおりである。なお、当社は、設立以来、減価償却方法選定の届出を行っていない。

種類	取得日(事業供用日)	法定耐用年数	取得価額	期首帳簿価額	損金経理した償却費等の額	期末帳簿価額
構築物G	平成30年11月1日	10年	8,400,000円	—	700,000円	7,700,000円
器具備品H	平成30年8月1日	8年	15,000,000円	—	10,000,000円	5,000,000円
器具備品J	平成29年4月1日	5年	30,000,000円	18,000,000円	4,500,000円	—
一括償却資産	平成29年10月1日	—	4,500,000円	3,000,000円	1,700,000円	1,300,000円

- ① 構築物Gは、本社の敷地内に設置した看板である。減価償却費の計算は定率法により行い、当期に計上した減価償却費は700,000円である。
- ② 器具備品Hは、中古の商品展示用ディスプレイであり、事業の用に供するための資本的支出を行った上で、事業の用に供した。取得価額は、購入価額3,000,000円と資本的支出の額12,000,000円の合計である。取得時において既に前の使用者が10年間使用したものであることから、減価償却費の計算は見積耐用年数2年を用いて行い、当期に計上した減価償却費は10,000,000円である。なお、器具備品Hの再取得価額は21,000,000円である。
- ③ 器具備品Jは、当社の情報処理用の電子計算機であるが、情報処理部門を分社化するため、子会社として新設した法人に対し、平成30年11月1日に、適格分割により移転した。なお、当社は、会社分割の効力発生日の前日までの減価償却費として4,500,000円を計上したが、この減価償却費に関して、税務上、特段の届出は行っていない。
- ④ 一括償却資産は、平成29年10月1日に、業務用端末30台を1台当たり150,000円で取得したものであり、法人税法施行令第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定を適用している。当社は、当期中に破損した4台について、固定資産除却損400,000円を計上し、残りの破損していない26台について、当期分の減価償却費1,300,000円を計上している。

(1) 当期において前期分の確定申告税額 509,195,000 円(法人税及び地方法人税 363,312,000 円, 住民税 44,892,000 円, 事業税等 100,991,000 円)を納付し, 次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 509,195,000 円 (貸方) 現金預金 509,195,000 円

(2) 上記(1)の確定申告税額の納付に伴い, 利子税 480,000 円, 申告期限延長に伴う延滞金 200,000 円を納付し, 次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 680,000 円 (貸方) 現金預金 680,000 円

(3) 当期の中間納付額は 490,000,000 円(法人税及び地方法人税 350,000,000 円, 住民税 43,000,000 円, 事業税等 97,000,000 円)であり, 納付時に次の会計処理を行った。なお, 仮払税金は, 貸借対照表科目である。

(借方) 仮払税金 490,000,000 円 (貸方) 現金預金 490,000,000 円

決算時に, 未払法人税等の当期末残高を当期の確定申告税額見込額 605,000,000 円と一致させるため, 次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等 947,875,000 円 (貸方) 未払法人税等 604,875,000 円

租税公課 147,000,000 円 仮払税金 490,000,000 円

(4) 繰延税金資産の金額は, 繰延税金負債と相殺した後の残額であり, 繰延税金資産及び繰延税金負債の増減額は, 全て法人税等調整額として会計処理を行っている。

(5) 当期において租税公課(販売費及び一般管理費)として費用処理したのものには, 次のものが含まれている。

① 当期末に未払計上した当期に係る事業所税 2,250,000 円

なお, 前期末に未払計上された前期に係る事業所税 1,800,000 円は, 平成 30 年 5 月 31 日に申告書の提出と同時に納付している。

② 印紙税の納付額 3,300,000 円

③ 印紙税過怠税の納付額 324,000 円

④ 源泉所得税等の納付が期限後になり生じた不納付加算税の納付額 126,000 円

8. 取引先に対する債権に関する資料

当社には, 申告調整の検討を要する債権として, 次のものがある。なお, 当社は, 法人税法第 52 条第 1 項第 3 号に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人には該当しない。

(1) 得意先 K 社に対する売掛金及び受取手形

平成 30 年 5 月 31 日に銀行に取立依頼した K 社発行の受取手形が手形交換所において取引停止処分となり, また, 平成 30 年 7 月 17 日に K 社について破産手続開始の申立てがあったことから, 平成 30 年 7 月 31 日に, K 社に対する売掛金 2,800,000 円及び受取手形 3,500,000 円の全額を貸倒損失として処理した。なお, K 社から平成 31 年 3 月 31 日までに破産手続が終結又は廃止したとの通知はなく, また, 当社から K 社に対して, 債権放棄をする旨の通知も発送していない。

(2) 仕入先L社に対する貸付金

L社に対する貸付金 26,000,000 円について、L社の債務超過の状態が相当期間継続し、この貸付金の弁済を受けることはできないと認められるため、平成31年2月25日の取締役会において、債権放棄をすることを決議し、同年3月8日に債権放棄をする旨の通知書を送達した。当社は、前期より、L社に対する貸付金 26,000,000 円と同額の貸倒引当金を計上しているが、申告調整によりその全額を加算している。なお、L社に対する貸付金及び貸倒引当金については、当期に何ら会計処理を行っていない。

9. 棚卸資産に関する資料

当社は、棚卸資産について、当期末に次の会計処理を行った。なお、当社は、設立以来、棚卸資産の評価方法選定の届出を行っていない。

- (1) 商品M(評価損計上前帳簿価額 18,000,000 円、期末時価 6,000,000 円)は、災害により著しく損傷したため、商品評価損 12,000,000 円を計上した。
- (2) 商品N(評価損計上前帳簿価額 8,000,000 円、期末時価 3,500,000 円)は、同一用途で性能及び品質が著しく向上した新商品が発売されたことにより、今後通常の方法により販売することができなくなったため、商品評価損 4,500,000 円を計上した。
- (3) 商品P(評価損計上前帳簿価額 9,000,000 円、期末時価 4,000,000 円)は、需要が減少し、販売価格が下落したことにより、商品評価損 5,000,000 円を計上した。

令和元年論文式租税法

問 2 当社は、設立時より資本金の額が 50,000,000 円である不動産業を営む株式会社である。当社の当期(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)における法人税の課税標準となる所得の金額の計算に関して、以下の[資料] 1. 及び 2. に基づき、次の[問] 1. 及び[問] 2. に答えなさい。なお、複数の方法があるものについては、当期の所得の金額が最も少なくなるように計算しなさい。

[問]

1. 資産に係る控除対象外消費税額等について、申告調整すべき金額を答えなさい。

[問]

2. 交際費等に含めるべき控除対象外消費税額等の金額を答えなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。
- 当社の当期における消費税の課税売上割合は 35 % であり、控除対象外消費税額等として計算された金額は、全て損金経理している。
- 控除対象外消費税額等は、次の①及び②の合計額とする。
 - [資料] 2. の表に記載の「消費税の額」のうち、消費税法の規定による仕入税額控除を行うことができない金額
 - [資料] 2. の表に記載の「地方消費税の額」を使用し、上記①と同様の計算方法により計算された金額
- 当社は、消費税の控除対象仕入税額の計算に当たっては、個別対応方式を採用している。
- 解答に当たり、[資料] 2. に記載した以外の事項は考慮する必要はない。

2. 当期における取引

当社が当期中に行った取引は、下表のとおりである。

取引内容	支払金額	支払金額に含まれる消費税等の内訳	
		消費税の額	地方消費税の額
販売用住宅 1 棟の取得(注 1)	32,400,000 円	1,890,000 円	510,000 円
賃貸用住宅 1 棟の取得(注 2)	28,350,000 円	1,653,750 円	446,250 円
本社の建物附属設備の取得(注 3)	6,480,000 円	378,000 円	102,000 円
本社の通信機器の取得(注 3)	2,700,000 円	157,500 円	42,500 円
交際費(注 4)	3,240,000 円	189,000 円	51,000 円
修繕費(注 4)	4,536,000 円	264,600 円	71,400 円

令和元年論文式租税法

- (注1) 販売用住宅の取得は、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。
- (注2) 賃貸用住宅の取得は、その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。
- (注3) 本社の建物附属設備は、事務所のレイアウト変更に伴い設置した間仕切りであり、一体として機能するものである。本社の通信機器は、電話設備であり、一体として機能するものである。これらの資産の取得は全て、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当する。
- (注4) 交際費及び修繕費は全て、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当する。
- (注5) 当社が取得した資産は全て、平成30年10月1日に取得したものであり、法定耐用年数は10年以上である。

問 3 A社、B社、X社及びY社は、いずれも内国法人である株式会社であり、全て4月1日から3月31日までを事業年度としている。各社の平成30年3月期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)及び平成31年3月期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)における法人税の課税標準となる所得の金額の計算に関して、以下の[資料] 1.及び2.に基づき、次の[問] 1.及び[問] 2.に答えなさい。

[問]

1. [資料] 1.の会計処理について、平成30年3月期の所得の金額の計算上、A社及びB社において申告調整すべき金額を答えなさい。

[問]

2. [資料] 2.の会計処理について、平成31年3月期の所得の金額の計算上、A社、B社及びX社において申告調整すべき金額を答えなさい。

[資料]

1. 平成30年3月期の取引について

X社は、A社及びB社の発行済株式総数の全てを、期首から継続して期末まで直接保有している。

A社は、平成29年9月1日に帳簿価額30,000,000円(時価90,000,000円)の土地をB社に対して50,000,000円で譲渡した。なお、時価より低い金額で譲渡したことについての合理的な理由はない。また、この土地は、法人税法第61条の13第1項に規定する譲渡損益調整資産に該当するものである。A社及びB社は、次の会計処理を行った。

・ A社の会計処理

(借方) 現金預金	50,000,000円	(貸方) 土地	30,000,000円
		固定資産売却益	20,000,000円

・ B社の会計処理

(借方) 土地	50,000,000円	(貸方) 現金預金	50,000,000円
---------	-------------	-----------	-------------

2. 平成31年3月期の取引について

X社は、A社の発行済株式総数の全てを、期首から継続して期末まで直接保有している。また、X社は、B社の発行済株式総数の全てを、期首から継続して平成30年9月30日まで直接保有していた。

X社は、平成30年10月1日に、X社、A社及びB社との間に資本関係を有していないY社に対して、B社の発行済株式総数の40% (帳簿価額4,000,000円)を時価である25,000,000円で譲渡した。また、B社は、平成30年11月1日に、Y社に対して、[資料] 1.においてA社より購入した土地を時価である95,000,000円で譲渡した。X社及びB社は、次の会計処理を行った。

令和元年論文式租税法

・ X社の会計処理

(借方) 現金預金	25,000,000円	(貸方) 関係会社株式	4,000,000円
		関係会社株式売却益	21,000,000円

・ B社の会計処理

(借方) 現金預金	95,000,000円	(貸方) 土地	50,000,000円
		固定資産売却益	45,000,000円

問題 2 居住者である甲(57歳)の平成30年分の所得税の計算について、以下の[資料] 1.～6.に基づき、各種所得の金額、所得控除及び各種所得税額を、答案用紙に従って計算しなさい。なお、複数の方法があるものについては、平成30年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

答案用紙の記入に当たり、各種所得の金額の計算において損失が生じた場合には、金額の前に△表示を付け、損失額を記入すること。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 甲の家族構成は、妻乙(55歳)と長女丙(22歳)であり、全て生計を一にしている。乙は甲のコンサルティング業の青色事業専従者である。丙は大学生であり、学業の合間に甲の仕事を手伝うことにより報酬を得ているほか、平成30年中のアルバイトによる給与として400,000円(源泉所得税等控除前の金額)を得ている。なお、年齢は、いずれも平成30年12月31日現在のものである。
- (2) 甲は、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けており、事業所得及び不動産所得に係る取引を複式簿記により記帳し、この記帳に基づく損益計算書及び貸借対照表を添付した確定申告書を、法定申告期限内に提出している。
- (3) 乙に対して支給する青色事業専従者給与に関する届出は適法になされており、届け出した金額の範囲内で給与が支払われている。
- (4) 減価償却資産の償却方法については、届出を行っていない。
- (5) 消費税及び地方消費税については考慮しない。

2. 内国法人A社での勤務に関する事項

- (1) 甲は、平成26年6月27日から平成30年6月26日まで、A社の取締役役に就任していた。
- (2) 平成30年中におけるA社の取締役の職務に対する役員報酬として月額1,100,000円と渡切交際費として月額100,000円の合計1,200,000円から源泉所得税等を控除した金額が、平成30年6月26日までの6か月にわたり、甲の預金口座に毎月振り込まれていた。なお、取締役の就任中に、交通費の支給はなく、取締役の職務としてA社に出社する際に甲が支出した交通費が210,000円あった。
- (3) 甲は、平成28年9月30日に、取締役としての役務提供の対価の一部としてA社株式5,000株分のストック・オプションを無償で付与されており、この付与時のストック・オプションの公正価値総額は200,000円であった。なお、このストック・オプションは、租税特別措置法第29条の2の適用がないストック・オプション(いわゆる税制非適格ストック・オプション)であり、譲渡が制限されており、その行使可能期間は平成30年4月1日から2年間である。

- (4) 甲は、平成30年4月10日に、上記(3)のA社株式5,000株分のストック・オプションを全て行使した。行使価格は1株当たり1,400円であり、行使時のA社株式の市場価格は1株当たり2,000円であった。さらに、甲は、平成30年10月10日に、ストック・オプションの行使により取得したA社株式5,000株を1株当たり2,100円で証券会社を通じて譲渡し、証券会社へ手数料3,000円を支払った。なお、A社株式は上場株式等に該当する。
- (5) 甲は、平成30年7月27日に、役員退職慰労金として10,000,000円(源泉所得税等控除前の金額)を受け取った。支給対象期間は役員の在任期間であり、A社の従業員としての勤務期間はない。甲は、退職所得の受給に関する申告書を提出していなかったため、役員退職慰労金の額から税率20.42%の源泉所得税額等が控除されている。

3. コンサルティング業に関する事項

- (1) 甲は、平成30年7月1日より個人事業としてコンサルティング業を開始した。
- (2) コンサルティング業に関する平成30年の収入は、次のとおりである。なお、コンサルティング料は、所得税等の源泉徴収の対象となる報酬には該当しない。
- ① コンサルティング料 5,000,000円
 - ② 上記①の収入以外に、B社よりサービスの対価としてX社株式500株を受領した。このX社株式500株の受領時の時価は500,000円であり、平成30年12月31日時点での時価は600,000円であった。
- (3) コンサルティング業に関する平成30年の経費は、次のとおりである。なお、次の「③ その他の営業費の額」は、全額が必要経費として認められるものであり、減価償却費及び接待飲食費の金額は含まれていない。
- ① 乙への給与支給額 1,500,000円
 - ② 丙への給与支給額 200,000円
 - ③ その他の営業費の額 2,800,000円
- (4) 甲の業務上の相手方との接待飲食費が250,000円あり、このうち、1人当たりの支出金額が5,000円を超えているものが合計180,000円ある。
- (5) コンサルティング業の開始にあたり、甲が取得した減価償却資産は、下表のとおりである。いずれも平成30年7月1日に取得し、平成30年7月1日より平成30年12月31日まで業務の用に供している。なお、特別償却は考慮しないものとする。

内 容	数量	取得価額	法定耐用年数
パソコン	1台	300,000円	4年
中古自動車(注)	1台	2,000,000円	6年

(注) 中古自動車は、取得時において前の使用者が5年間使用していたものであり、その使用可能期間を合理的に見積もることはできなかった。なお、業務の用に供するにあたり、補修等は行っていない。

4. 不動産の賃貸及び売却に関する事項

- (1) 甲は、平成 25 年 4 月 1 日に、新築のワンルームマンション 7 室を 176,600,000 円(内訳は、土地 50,000,000 円、建物 126,600,000 円)で取得し、同日より不動産賃貸業を開始している。甲の賃貸用不動産は、このワンルームマンションのみであり、甲の不動産賃貸業は事業的規模とはいえないものである。
- (2) 平成 30 年におけるワンルームマンションからの家賃収入は合計 8,220,000 円である。また、平成 30 年 4 月 1 日に入居を開始した賃借人より、敷金 200,000 円と礼金 120,000 円を受領した。なお、敷金は、退去時に全額返金されるものである。
- (3) 平成 30 年の不動産賃貸業に係る減価償却費を除く必要経費の金額は 3,528,000 円である。
- (4) 建物は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、その法定耐用年数は 47 年である。
- (5) 甲は、平成 30 年 9 月 30 日に、所有していたワンルームマンション 7 室を売却し、この売却価額 170,000,000 円から入居者より預かっている敷金の合計 1,400,000 円を差し引いた残額である 168,600,000 円を受領している。また、不動産業者に対して支払った仲介手数料が 5,572,600 円ある。なお、売却したワンルームマンションに係る平成 30 年の減価償却費については、不動産所得の必要経費に算入するものとする。

5. 所得の金額の計算に関する上記以外の事項

- (1) 甲は、出版業を営んでいる知人から雑誌への寄稿を臨時に依頼され、平成 30 年 11 月 15 日に、原稿執筆料 300,000 円(源泉所得税等控除前の金額)を受け取った。この雑誌への寄稿に当たり、取材費として交通費及び書籍代の合計 20,000 円を支出した。
- (2) 金銭消費貸借契約を締結している友人より、平成 30 年 12 月 25 日に、平成 30 年分の貸付金利息 65,000 円を受け取った。なお、この友人との金銭消費貸借契約は、甲の事業との関連はないものである。
- (3) 甲は、平成 30 年 7 月 25 日に、乙を被保険者とした生命保険契約(保険期間 16 年)の満期保険金として 10,000,000 円を受取った。この保険料は甲が負担しており、今までに支払った保険料の累計額は 8,800,000 円であった。

6. 参考資料

(1) 所得税法第 28 条第 3 項に定める給与所得控除額(平成 30 年分)

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下の場合	収入金額× 40 % (65 万円に満たない場合には 65 万円)
1,800,000 円を超え 3,600,000 円以下の場合	720,000 円 + (収入金額 - 1,800,000 円) × 30 %
3,600,000 円を超え 6,600,000 円以下の場合	1,260,000 円 + (収入金額 - 3,600,000 円) × 20 %
6,600,000 円を超え 10,000,000 円以下の場合	1,860,000 円 + (収入金額 - 6,600,000 円) × 10 %
10,000,000 円を超える場合	2,200,000 円

(2) 減価償却資産の償却率等(平成 24 年 4 月 1 日以後取得に係るもの)

法定耐用年数		2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	47 年
定額法	償却率	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.022
	改定償却率	—	1.000	1.000	0.500	0.334	0.044
定率法	償却率	1.000	0.667	0.500	0.400	0.333	0.043
	保証率	—	0.11089	0.12499	0.10800	0.09911	0.01532

(3) 税率表

① 所得税法第 89 条に定める所得税額の税率表

課税される所得金額	税率
1,950,000 円以下の金額	100 分の 5
1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下の金額	100 分の 10
3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下の金額	100 分の 20
6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下の金額	100 分の 23
9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下の金額	100 分の 33
18,000,000 円を超え 40,000,000 円以下の金額	100 分の 40
40,000,000 円を超える金額	100 分の 45

② 分離課税の譲渡所得に対する税率表

所得の種類	税率
土地建物の譲渡に係る長期譲渡所得	100 分の 15
土地建物の譲渡に係る短期譲渡所得	100 分の 30

問題 3 不動産賃貸業及び電気器具卸売業を営むP株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)における納付すべき消費税額の計算に関して、次の[資料] 1.～6.に基づき、以下の[問] 1.～[問] 4.に答えなさい。なお、複数の方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本社を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、課税仕入れ等の税額については、前課税期間まで継続して個別対応方式により仕入税額控除を行っている。
- (2) 問題文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (3) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、全て8% (うち国税である消費税の税率6.3%)である。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載条件を全て満たした上で、適法に保存されている。
- (5) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、以下の[資料] 2.～6.で全て網羅されている。
- (6) 解答に当たり、消費税法基本通達10-1-15の取扱いは適用しないものとする。

(参考) 消費税法基本通達10-1-15

事業者が、その課税期間において行った課税資産の譲渡等につき、当該課税期間中に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合に、当該課税資産の譲渡等の金額から返品額又は値引額若しくは割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認める。

2. 不動産賃貸業における取引に関する事項

- (1) 不動産の賃貸による受取賃貸料等の金額と内容は、下表のとおりである。

項目	金額	内容
住宅の賃貸料	864,000,000円	住宅用として賃貸しているものである。
住宅賃貸時の保証金受入額	77,760,000円	当課税期間中に新たに住宅用として賃貸した際に入居者から預かった保証金であり、退去時期を問わず、退去時に保証金の40%相当額である31,104,000円を差し引いた残額の46,656,000円を返還することが契約で定められている。
事務所の賃貸料	1,404,000,000円	事務所用として賃貸しているものである。

令和元年論文式租税法

事務所賃貸時の保証金受入額	97,200,000円	当課税期間中に新たに事務所用として賃貸した際に入居者から預かった保証金であり、退去時期を問わず、退去時に保証金の60%相当額である58,320,000円を差し引いた残額の38,880,000円を返還することが契約で定められている。
社会福祉法人への建物の賃貸料	2,160,000円	社会福祉法人に対して、身体障害者の作業場(販売目的の装飾品を加工するための作業場)として賃貸しているものである。
役員への建物の無償貸付	0円	専務取締役Aに対して、マンションの1部屋を無償で貸し付けているものであり、通常受け取るべき賃貸料は1,944,000円である。なお、このマンションの1部屋は、Aが趣味のために使用しているものであり、Aの居住用ではない。
駐車場の賃貸料	14,040,000円	アスファルト舗装等の駐車場施設の設置を行った土地を、月極駐車場として貸し付けているものである。
受取保険金	4,428,000円	台風による被害に対する保険金である。

(2) 不動産賃貸業に係る経費及び資産の取得の金額と内容は、下表のとおりである。

項目	金額	内容
オフィスの建設代金	950,400,000円	当課税期間終了時において建設中の建物に係るものであり、その内訳は次のとおりである。 ・建設会社へ支払った中間金 885,600,000円 ・当社が購入した建設資材代 64,800,000円 なお、建物の完成後は、1階は店舗、2階以上は事務所として賃貸する予定である。
中古住宅の購入代金	32,400,000円	住宅として賃貸するため、一般消費者から購入した土地付き中古住宅の代金であり、時価に基づいて合理的に計算した土地と建物の価額は、次のとおりである。 ・土地 19,440,000円 ・建物 12,960,000円
不動産仲介手数料	1,080,000円	上記の土地付き中古住宅の購入に係る手数料である。
ソフトウェアのリース料	3,557,520円	平成30年7月から賃借した不動産賃貸管理システムのリース契約により支払ったリース料であり、リース期間は5年、リース料総額は23,716,800円、月額リース料は395,280円である。このリース取引は法人税法第64条の2に規定するリース取引に該当するもので、当社は、支払ったリース料を支払賃借料として費用処理している。なお、このシステムは、住宅用及び事業用(事務所用や店舗用)の両方の賃貸物件を管理するためのものである。
不動産賃貸業に係るその他の費用	1,545,480,000円	全て不動産賃貸業全般に係る費用であり、左記の金額のうち、課税仕入れに該当する金額は680,400,000円である。

令和元年論文式租税法

3. 電気器具卸売業における取引に関する事項

- (1) 電気器具の売上高等の金額と内容は、下表のとおりである。なお、電気器具の譲渡は、全て課税資産の譲渡に該当するものである。

項目	金額	内 容
売上高	2,700,000,000 円	得意先に対する通常取引による電気器具の販売高である。
役員に対する無償譲渡	0 円	常務取締役Bに対して、当社の取扱い商品を贈与したものである。この商品の通常販売価額は599,400円、仕入価額は388,800円である。なお、仕入価額は、[資料] 3.(2)の表の「仕入高」の金額に含まれている。
使用人に対する無償譲渡	0 円	使用人Cに対して、当社の取扱い商品を贈与したものである。この商品の通常販売価額は432,000円、仕入価額は324,000円である。なお、仕入価額は、[資料] 3.(2)の表の「仕入高」の金額に含まれている。

- (2) 電気器具卸売業に係る経費等の金額と内容は、下表のとおりである。なお、電気器具の購入は、全て課税資産の譲受に該当するものである。

項目	金額	内 容
仕入高	2,025,000,000 円	仕入先からの通常取引による電気器具の購入高である。
中古電気器具の購入額	1,620,000 円	中古電気器具のリサイクル事業を行っており、一般消費者から購入した中古電気器具の購入価額である。
高速道路の通行料	3,240,000 円	商品の配送に要したものである。
販売奨励金	7,676,640 円	販売促進の目的で、得意先に対して販売金額に応じて支払ったものである。
交際費	10,260,000 円	電気器具の販売のために要したものであり、その内訳は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・得意先接待のための食事代 3,240,000 円 ・金銭で支払った御祝及び御香典 1,080,000 円 ・贈答用の商品券購入代 540,000 円 ・その他の交際費 5,400,000 円 なお、その他の交際費のうち、課税仕入れに該当する金額は4,320,000円である。
売上割引	1,296,000 円	支払期日より前に売掛金が入金されたことにより支払ったものである。
電気器具卸売業に係るその他の費用	432,000,000 円	全て電気器具卸売業全般に係る費用であり、左記の金額のうち、課税仕入れに該当する金額は54,000,000円である。

4. 本社部門における取引に関する事項

(1) 本社部門では資金運用取引を行っており、その金額と内容は、下表のとおりである。

項 目	金 額	内 容
上場株式の購入額	205,200,000 円	証券会社を通じて取引を行った上場株式の購入額である。左記の金額以外に、株式購入時に証券会社へ支払った手数料が1,728,000 円ある。
上場株式の譲渡額	237,600,000 円	証券会社を通じて取引を行った上場株式の売却額である。株式売却時に証券会社へ支払った手数料が1,771,200 円あり、左記の金額は手数料を控除する前の金額である。
非上場株式の譲渡額	6,480,000 円	譲渡時に支払った手数料等はない。
受取利息・配当金等	6,318,000 円	内訳は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・預金利息 108,000 円 ・公社債利息 54,000 円 ・上場株式に係る配当金 4,104,000 円 ・証券投資信託の収益分配金 2,052,000 円

(2) 本社部門に係る経費の金額と内容は、下表のとおりである。なお、本社部門は全社を統括する部門であるため、本社部門で発生する経費は、不動産賃貸業及び電気器具卸売業を含む当社全体に関わるものである。

項 目	金 額	内 容
人材派遣料	7,020,000 円	人材派遣会社から事務員の派遣を受けており、その派遣料である。
健康診断費用	1,036,800 円	全社の役員及び使用人の定期健康診断の費用である。
寄附金	1,296,000 円	内訳は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・本社所在地の地方公共団体への寄附金 432,000 円 ・公益社団法人への寄附金 864,000 円
本社部門に係るその他の費用	108,000,000 円	左記の金額のうち、課税仕入れに該当する金額は27,000,000 円である。

5. 貸倒れに関する事項

当課税期間中に、次のとおり貸倒れが発生したため、貸倒損失の計上を行った。これらの貸倒損失は、債務者の財産の状況、支払能力等からみて債権の全額を回収できないことが明らかになったため計上したものである。

(1) 得意先X社に対する売掛金16,200,000 円及び貸付金10,800,000 円が貸し倒れた。この売掛金は全て電気器具の販売代金である。また、この貸付金のうち、4,320,000 円は電気器具の販売により生じた売掛金を金銭準消費貸借契約により貸付金に振り替えたものであり、6,480,000 円は資金援助のために金銭を貸し付けたものである。

- (2) 住宅貸付先Y社に対する売掛金2,592,000円が貸し倒れた。この売掛金は、当社がY社へ社宅用として住宅を貸し付けていた際に未収となっていた賃貸料である。

6. 資産の転用に関する事項

平成29年4月10日に取得したマンションの1部屋を住宅として貸し付けていたが、電気器具卸売業の事務所が手狭となったため、平成31年2月1日より、その部屋を電気器具卸売業の事務室として使用している。なお、この部屋の建物部分の取得価額は25,920,000円である。

[問]

1. 当課税期間における課税売上割合の計算に関して、次の金額を求めなさい。なお、解答に当たり、課税売上額及び非課税売上額は、課税売上割合の計算に使用する金額によること。
- (1) 不動産賃貸業における課税売上額
 - (2) 不動産賃貸業における非課税売上額
 - (3) 電気器具卸売業及び本社部門における課税売上額
 - (4) 電気器具卸売業及び本社部門における非課税売上額

[問]

2. 当課税期間における控除対象仕入税額の計算に関して、不動産賃貸業での取引について、次の金額を求めなさい。
- (1) 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れの金額(税込額)
 - (2) その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れの金額(税込額)
 - (3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)

[問]

3. 当課税期間における控除対象仕入税額の計算に関して、電気器具卸売業及び本社部門での取引について、次の金額を求めなさい。
- (1) 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れの金額(税込額)
 - (2) その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れの金額(税込額)
 - (3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)

[問]

4. 当課税期間の納付すべき消費税額の計算に関して、次の金額を求めなさい。

(1) 課税標準額に対する消費税額

なお、解答に当たり、課税標準額の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 控除対象仕入税額(調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整前の金額)

なお、解答にあたり、課税売上割合は0.80として計算すること。

(3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額

なお、解答に当たり、調整前の控除対象仕入税額から消費税額の調整額を控除する場合には、金額の前に△表示を付け、調整額を記載すること。

(4) 返還等対価に係る税額

(5) 貸倒れに係る税額